

京都大学 産学官連携ポリシー

—法人化後の産学官連携活動アクションプラン—

平成16年3月16日

目 次

1 . はじめに 基本の方針・認識	1
2 . 検討・取り組むべき内容	2
2 . 1 . 知的財産の管理と運用について	2
2 . 2 . 共同研究及び受託研究について	3
2.2.1 契約書について	3
2.2.2 知的財産権の帰属について	3
2.2.3 産学官連携推進経費について	3
2.2.4 その他	4
2 . 3 . 受託研究員について	4
2 . 4 . 大学とTL0との関係について	4
2 . 5 . 産学官連携に関する施設等の有効活用について	4
2 . 6 . 地方公共団体からの寄附の受入れについて	4
2 . 7 . 兼業・兼職等について	5
2 . 8 . 利益相反・責務相反への対応について	5
2 . 9 . その他	5
3 . 京都大学における推進体制・組織について	5
3 . 1 全学の産学官連携推進・支援の中核機関の確立	6
3 . 2 全学産学官連携推進ネットワーク（本部と5つの拠点）の構築	8
3 . 3 全学の企画・評価・点検・クレーム受付システムの整備	9
3 . 4 民間人材活用の体制作り	9
4 . 財政的基盤の確立と収益の還元について	10
5 . 人材の育成について	10
6 . 大学の研究成果や人的資源を活用した事業創出など	11

1 . はじめに 基本の方針・認識

「知の世紀」と言われる 21 世紀、知的創造の源泉である大学には学問研究の更なる深化とともに、異分野融合による新規学問領域の創成、次世代産業基盤となる先端科学技術の推進、豊かな人間性を育む地域・国際連携の促進、そしてこれらを可能とするシステムの構築に世の中の大きな期待と注目が集まっている。

京都大学はその基本理念において、“総合大学として基礎・応用研究、文理の融合により世界的に卓越した知の創造を行う”とともに、“世界に開かれた大学として、地域・国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する”と知の創出と知的資産の社会還元を大学の大きな役割と位置づけ、その具現化に取り組もうとしている。

大学の社会貢献、産学連携の在り方や内容については、種々の視点、条件・制約が存在する。京都大学では、総長諮問機関「産学官連携検討ワーキング・グループ」において、産学官連携に対する基本的考え方、現状と課題、推進すべき内容と方策等について検討を重ね、2002 年 3 月に中間報告^{注1)}をするとともに、これまでベンチャー・ビジネス・ラボラトリー (VBL)、国際融合創造センター (IIC)、知的財産企画室 (IPO) を設置し、京都大学の風土に即した主体的・組織的な活動を展開してきた。^{注2)}

2004 年 4 月、国立大学法人法により京都大学は法人格を取得し、特許等の研究成果の機関帰属ほか、自らの個性・特徴を基盤として独自の産学官連携や知的財産の取り扱いのルールを定め、実施することが可能となる。しかし、産学官連携活動の内容は、知的財産に係わる事項のみでなく、共同研究や受託研究、ベンチャー創出支援など多岐に渡り、また兼業・兼職、利益相反・責務相反、専門家の雇用等人事上の取り扱いも関係する為、ルールの透明性・公正性とともに、担当部署との協議のもと大学総体としてのマネジメント体制を確立することが必要である。また、自由度が増え、独自・幅広い展開が可能となるとともに、法人としての責務・責任等も発生することも十分認識しなければならない。さらに、産学官連携の推進活動には、知的財産の取得・維持費や人材雇用費を始め多額の費用を要する。そのための予算については、大学全体からの支援に加え、獲得外部資金の一部活用やファンド形成等独自の予算を構築することが必須で、実効的な経理面での検討・努力が必要不可欠である。また、長期的にはこうした産学連携活動、知的財産活用により生じた利益は、研究者個人および所属部局へのインセンティブとしての配分のほか、各種インフラ整備や基礎研究・若手研究者への配分など、京都大学全体の基盤向上を目指した真の「知的創造サイクル」形成をも考慮すべきであろう。

ここでは、上述の諸点を考慮しつつ、21世紀における新たな大学像を構築することを目指し、全学的視点から増員した産学官連携検討ワーキング・グループにおいて、京都大学の産学官連携の促進に対する取り組むべき具体的な内容・方針について、昨年秋以来数度に渡り検討した結果を述べるとともに、推進体制や組織について提案するものである。ただ今後、国内外の情勢、特に大学法人化という国立大学の仕組みが変わる中、各種制度や法律、大学と社会との関係も大きく変動すると予測されるため、その節には、内容の修正・追加など柔軟・機敏に対応すべきと考え、本ポリシーの見直しを行うものとする。

注1) 京都大学における産学官連携の在り方について(報告:平成14年3月15日)

<http://www.kyoto-u.ac.jp/Official/bulltin/>

注2) 国際融合創造センター(IIC)

<http://www.iic.kyoto-u.ac.jp/>

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL) <http://www.vbl.kyoto-u.ac.jp/>

知的財産企画室(IPO)

<http://www.ipos.kyoto-u.ac.jp/>

IIC, VBL, IPOとの関係

<http://www.iic.kyoto-u.ac.jp/partnership/index.html>

2. 検討・取り組むべき内容

これまで、産学官連携・知的財産等の取り扱いについては、京都大学は国(文部科学省等)で定めた統一的なルールにもとづき、対応・運用を行ってきた。法人化後はこれまでの規定等を参考にしつつ、その取り扱いを改めて検討し、自主的・独自の立場でその有機的・効果的運用を図るものとする。ここでは、「法人化後の産学官連携・知的財産の取り扱いについて(2003年9月;文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室作成の資料)」を参考にしつつ、京都大学としての方針を提起するものである。なお、それぞれの内容は全学の検討・合意をえた上で、学内規定等として事務的な対応を行うものとする。

2.1. 知的財産の管理と運用について

「知の拠点」としての大学において、知的財産の扱いは重要な事項であり、全学の合意のもと、知的財産の管理・運用を組織的・戦略的に行い、経費効率を考慮しつつ、実効的な「知的創造サイクル」を形成すべきである。その為には別途「京都大学知的財産ポリシー」を策定し、規定化するものとする。

2.2. 共同研究及び受託研究について

大学には膨大な知的資産、研究成果が存在する。民間等との共同研究及び受託研究の積極的推進は、これら研究資産の社会還元としてのみならず、技術革新や次世代産業基盤の形成、大学における新たな研究テーマの探索、人材育成として、また外部資金獲得の面からも重要である。その実現には、社会、企業等の多様な要求に柔軟かつ迅速に対応できる契約書の作成や相談に応じることが出来る実務担当者の採用や配置、これらをマネジメント出来るシステムの確立、および関与する研究者・部局に対する強力な支援体制の構築が必須であり、さらには大学として長期的視点に立った戦略の検討が必要である。以下、主要な事項について京都大学の基本的認識・方針を記す。

2.2.1 契約書について

研究遂行体制、研究費の納付方法、秘密保持を含めた知的財産や研究成果の公表の取り扱い、予算の配分等の基準を明示した契約書を準備する。締結に際しては、相手企業等と十分な事前協議を行い、相互合意できる柔軟な対応を行う。

2.2.2 知的財産権の帰属について

別途定める知的財産ポリシーまたは京都大学発明規程に従うものとする。

2.2.3 産学官連携推進経費について

産学官連携の推進活動には、知的財産の取得・維持費や人材雇用費を始め多額の費用を要するほか、産学連携研究の有効的遂行には、研究者データベース作成や研究環境の整備や研究推進の事務的・人的組織支援が不可欠である。また、契約書作成や研究成果の取り扱いについての支援、さらには将来の外部資金獲得の為に戦略的支援活動の経費が必要である。(後述4、6参照)このため、法人化後は、国や地方公共団体等以外の民間等からの共同研究について、直接経費の10%を徴収し「産学官連携推進経費」として上述の目的のために使用する。将来、実施補償による特許収入が生じた場合は当該部局に還元される。(知的財産ポリシー参照)

なお、受託研究の間接経費については、競争的資金以外の民間等からの間接経費を直接経費の30%と定めていたが、法人化後もこの率で対応しその取り扱いも従前のおりとする。ただし、継続課題分についても同率の間接経費を徴収することが望ましい。一方、奨学寄附金についても、本産学官連携推進経費の徴収対象とはせず、従来の、または全学の財務検討WGの方針に従うものとする。

2.2.4 その他

必要な関連事項については、その検討結果を規約等に反映するものとする。

2.3. 受託研究員について

受託研究員の取り扱いについては、現行制度を基準に別途規定を定める。

2.4. 大学とTL0との関係について

大学の知財の取得・維持・活用については、大学内の知的財産企画室だけの人材・機能では不十分であり、外部知財関係の諸機関との有機的な連携が必要である。現在、京都大学は独自（内部）TL0を有していず、既設TL0や企業の知財部、その他知財活動を行う諸機関等との連携・利用が考えられ、その内容を相互協議する必要がある。具体的には、これまで京都大学教官も出資し、最も密接な関係がある株式会社関西ティー・エル・オーとの業務提携がある。発明評価委員会への専門家派遣やライセンス活動等京都大学として欠けている人材・機能に対する業務委託の他、法人として出資も考えられる。その他の企業、諸機関との有機的連携内容については、京都大学の特性、運営方針を考慮し、大学としての主体的な判断と先方との密接な協議により、最も効率的な体制を確立し、各々契約ベースで対応するのが望ましい。

2.5. 産学官連携に関する施設等の有効活用について

法人化後には、大学所有の施設・設備等については、京都大学の産学官連携活動の進展に資すると判断した場合、TL0、インキュベーション事業者、ベンチャー企業等に使用させることが可能となる。その実施に際しては、使用許可の基準、使用させる範囲や使用料など、関係する事項に関して別途規定を設けるものとする。また、研究実験装置や設備については、関係する教員・研究者への負担を極力避ける為にも、十分な事務的・技術的支援要員等の配置とともに、その為の予算処置などの配慮が不可欠である。

2.6. 地方公共団体からの寄附の受入れについて

地方財政再建促進特別措置法施行令が平成14年11月に改正され、地方公共団体からの寄附等を受け入れることが可能となっている。大学と地域との有機的連携を図る上で、府や市を含む地方公共団体等からの支援は有効であり、この制度を適切かつ効果的に活用する必要がある。

2.7. 兼業・兼職等について

法人化後、全ての教職員は非公務員型の身分となり、大学が自主的・自律的な人事制度を設定する事が可能となる。産学官連携活動には、弁理士やリエゾン・コーディネーター経験に富んだ外部人材の採用や各種機関間の人材の流動性の確保が必須である。また、教職員の企業や各種機関、または大学発ベンチャー企業における役員等としての兼業・兼職の自由度も拡大する。こうした、産学官連携に従事する教職員については、兼業・兼職の承認基準とともに、雇用形態や給与・勤務時間体系等柔軟な人事制度の設定が可能となり、産学官連携活動を促進する方向で、また透明で公正な運用を図ることを全学で検討すべきである。

2.8. 利益相反・責務相反への対応について

産学官連携活動において、従事する教職員が企業等との関係で派生する利益や責務が大学等における責任と相反する場合（利益相反・責務相反の問題）があり、大学の社会的信頼を損なわないよう、公正な規定の制定や問題が生じた時の協議委員会の設置など適切な学内マネジメント体制を整備する必要がある。また、その内容・取り扱いについては今後学内で審議の上、規定等を定めるのが望ましい。

2.9. その他

知的財産に関して、研究マテリアルや著作物の取り扱い等については、将来国の方針も変更される可能性もあり、今後状況に応じて規定等を再検討、整備する事が必要であろう。また、産学連携活動は多岐に渡り、社会情勢によりその内容も大いに変動する事が予測され、規定の修正や追加など、その都度適切・迅速な対応を行う事が必要である。

3. 京都大学における推進体制・組織について

産学官連携活動は、社会との関係も深く、大学として組織的な対応が必要である。教官・職員の意識改革とともに、学内外に対する窓口の一元化、オープン性や責任の明確性を留意した全学的な支援・推進体制が必要である。さらに、実際の執行体制については、京都大学における分散キャンパスや極めて広範囲の学問領域の散在なども考慮すべきであろう。

3.1 全学の産学官連携推進・支援の中核機関の確立

これまで京都大学では、全学組織としてのベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（VBL；1996年7月設置）を中心に、次世代の産業を支える基盤的研究の推進とベンチャー精神に富み起業家マインドを待つ創造的人材の育成を行ってきた。また、2001年4月に設置された国際融合創造センター（IIC；International Innovation Center）は、全学の産学連携推進の窓口機能を担う「融合部門」と先端的研究で時代を切り開く「創造部門」の2部門を擁し、次世代産業基盤の構築、人的融合による新規学問領域の創成、新たな大学像の提案を目標として活動してきた。さらに、本年2003年9月に本学の知的財産の管理運用体制として「知的財産企画室」（IPO；Intellectual Property Office）が設置された。

国立大学法人としての発足にあたり、産学官連携活動を推進、支援する母体として上記の組織を統合し、京都大学の統一的な組織として総長直轄の「国際イノベーション機構（IIO；International Innovation Organization）」を設置し、関係事務部門の合流も含め統括的・総合的な体制を構築するのが妥当であろう。（図1、2参照）（現在、全学教育研究支援機構の一つとして本IIOは将来構想検討委員会で審議中）。IIOは今後大きく変革してゆく京都大学において、産学官連携活動を推進・支援する柔軟な機構として、世界に向けた知の結集・情報発信・創出する先駆的、実践的役割を担うものと期待される。IIOの機構内部での部門構成およびその任務については、別途検討をすすめる。ただ、基盤となるのは各研究科、研究所・センターでのそれぞれの立場での自主的また創意に満ちた産学官連携活動であり、限られた人材、予算しかないIIOでは、それらの積極的な支援を行うとともに、全学的な取り組みの推進を担当することになるであろう。

一方、産学官連携はこれまで理工学系の共同研究や研究成果などを主な対象としてきた傾向が強い。産学官連携は、文系の研究分野や院生・学生の教育、そして社会との接点としても重要な側面を有する。今後、こうした領域での活動の企画・推進・支援を行う機能の充実を含め、その組織的対応を関係部局を中心として追求すべきであろう。勿論、その為の人的また予算的配慮がなされなければ、その実現は難しい。

組織移行図（案）

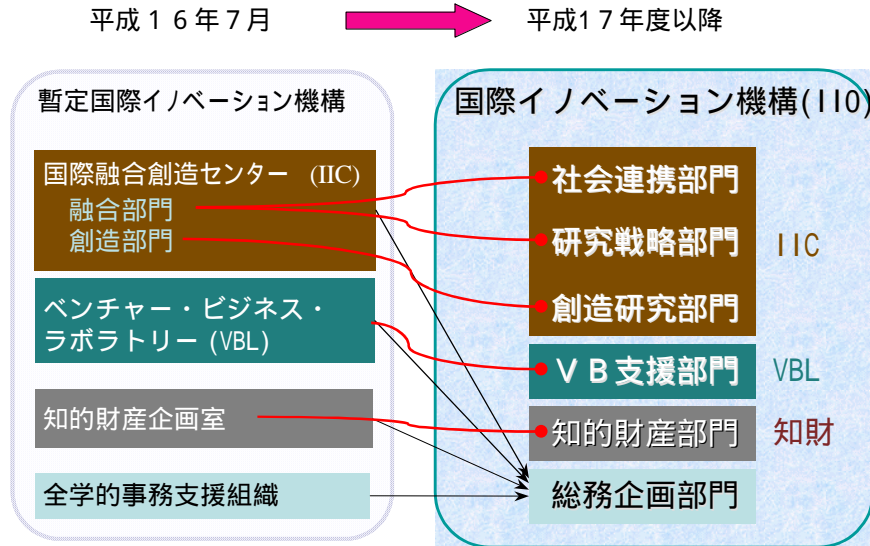


図1 国際イノベーション機構への移行図

京都大学における 国際イノベーション機構の位置付け

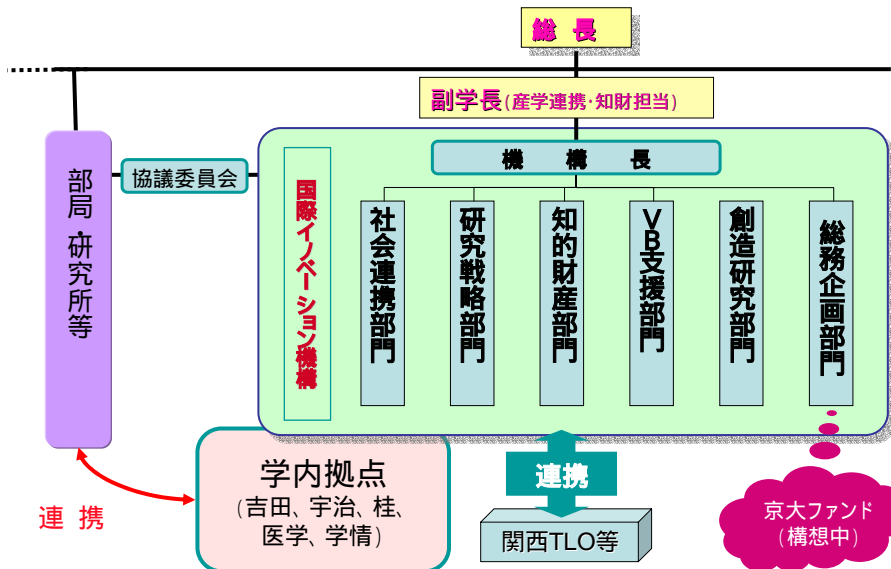


図2 国際イノベーション機構構成図と全学での位置づけ

3.2. 全学産学官連携推進ネットワーク（本部と5つの拠点）の構築

京都大学の五千名余の教職員、二万人超の院生・学生を擁する総合大学であり、キャンパスも吉田、宇治、そして桂地区と分散している。産学官連携活動は、学問分野によりその性格・内容も著しく異なり、全てを平均的に取り扱うことは実効的ではなく、また研究分野に応じた柔軟で迅速な対応が求められる。京都大学としては、上述の統一的な組織的対応に必要性と、空間的・学術的分散の現実を勘案し、下記のような本部と5つの拠点からなる全学産学官連携推進ネットワークを構成するのが望ましいと考えられる。（図3参照）なお、経費的な見込み、組織的な充実度・拠点スペースの準備度などを考慮して、当初は本部、吉田拠点、医学拠点、および学術情報拠点を設置し、その後宇治および桂拠点を入居予定の建物の完成にあわせて、整備・構築していくのが現実的と思われる。一方、熊取や犬山など京都市外に位置する研究所やセンターなどについては、吉田拠点や関係する学術拠点对応するものとする。

- 本 部： 全学の司令塔、総合調整、吉田キャンパス内に設置予定
- キャンパス拠点： 吉田（VBL内）、宇治（総合研究棟内）、桂（京大ローム記念館内）の各拠点
- 学術拠点： 医学拠点（芝蘭会館内）、学術情報拠点（情報メディア棟内）

本部は110が中核機関として、種々のポリシー案の策定とともに全学的視点に立った産学官連携活動の遂行・支援活動を行う。また、予算配分・人員配置も含め全学の総合調整機能も担うものとする。

一方、各拠点では構成・関連部局との密接な連携のもと、各拠点が110拠点支部（サテライト）としての最大限の権限をもち、独自の発明評価委員会や産学官連携活動を担当する。

また、将来的には東京や大阪地域での国内拠点や海外拠点の形成も検討する。

全学の実施体制の確立

本部（総長直轄）と5つの拠点



図3 全学産学官連携推進ネットワーク構成図（案）

3.3 全学の企画・評価・点検・クレーム受付システムの整備

産学官連携活動に対する評価、点検、また種々クレームの受付・解決を行う組織をIIOとは独立に整備する事が必要であろう。また、将来的なこの分野の在り方、戦略を全学的な立場で企画・検討する全学産学官連携推進委員会（仮称）を総長のもとに設置することが望ましい。

3.4 民間人材活用の体制作り

産学官連携活動を実効的に進めるに、知的財産権に関する専門的知識や、リエゾン・コーディネーション能力に富んだ民間人などの採用が必要であり、そうした人材に対する適正な待遇や身分を整備・用意する必要がある。一方、学内においてもこの分野の人材育成プログラムが開始され、予定されているが、人材が養成されるまでの間は、民間人材の活用を遅滞なくすすめる制度面での整備は重大な課題であり、民間企業などに在籍したまま、契約により大学に専従できるいわゆる出向契約での雇用（人件費は大学が支払う形式）できる制度などの整備を早急に検討する必要がある。

4 . 財政的基盤の確立と収益の還元について

産学官連携活動の遂行には、知的財産関係の直接経費（出願料、維持費、弁理士費用等）の他、各種管理・運営費（コーディネート人件費および旅費、イベント運営費等）など多額の予算が必要である。即ち、前述の基本方針の認定や組織構成等がなされたとしても、それらを実行する財政的基盤が整備されなければ、京都大学における産学官活動はなんら現実のものとはならない。従って、これらの予算を確保するために、現行の「民間等との共同研究」からなどの産学官連携推進経費を徴収する（2.2.3 で記述）、卒業生を含む一般からの寄附などを受け入れる活動を促進する、京都大学教官・学生のベンチャー育成のためのファンド等の設定を行う、などが必要である。ファンドについては、前述の や 、さらには知的財産関係の運用経費補充等も包含した「京大ファンド」の形成なども望まれ、その為の組織形成や実務専門家の採用と検討がなされるべきであろう。将来的にはI I Oの斡旋する技術相談や知的財産の実施収入及び共同研究の産学官連携推進経費がコストを上回ることが期待されるが、少なくとも当面は財政基盤構築のための京都大学としての多様な施策が必要である。なお、実施補償による特許収入が生じた場合は発明者本人、当該部局や大学全体に還元される。（知的財産ポリシー参照）

5 . 人材の育成について

産学官連携活動の遂行、推進にはこの分野に携わる人材が日本には欠けており、学内外で下記の内容の人材育成策が国として、大学として必要であり、国、自治体、企業との連携、また学内での関連部局との密接な連携、有機的な協力関係のもと、検討・対応がなされなければならない。

- (1) 知的財産に関係する業務に詳しい専門家の育成
- (2) イノベーションを担う起業家・経営人材の養成
- (3) 技術を核とする起業家・経営人材の養成（MOT）
- (4) 研究シーズと事業化ニーズのマッチングを担える人材養成
- (5) 実務的・実践的重視の人材育成
- (6) 技術者の継続的能力開発の推進

また、海外、大企業や地元中小企業等でのインターンシップ、教育プログラム共同開発などの教育面での連携活動もこうした人材育成に資すると考える。

6 . 大学の研究成果や人的資源を活用した事業創出など

産学官連携活動の具体例として、研究成果の事業化、大学からのベンチャー創出支援、各種大型プロジェクトの誘致、地域との連携活動等がある。また、京都大学における研究者のデータベース作成等、産学官連携活動を推進する為の方策が多くある。下記にその幾つかの事例を列記するが、これらはこれまで大学としての支援は弱く、効果的ではなかった。

- (1) 研究内容及び技術シーズ等に係る情報発信
- (2) 大学発ベンチャー創出支援
- (3) 大型プロジェクト申請・実施支援
- (4) 知的クラスターや地域クラスター事業支援
- (5) 医工連携等、地域と連携したプロジェクトの推進
- (6) 桂イノベーションパーク構想の実現

こうした事項に対し、今後大学として組織的取り組み・支援を行う事により、イノベーション創出拠点としての大学像を確立、実現できるものと思われ、その推進が必要である。

「産学官連携検討ワーキング・グループ」委員名簿

	塩田 浩平	総長補佐 / 医学研究科・教授
	入倉 孝次郎	総長補佐 / 防災研究所・教授
座長	松重 和美	工学研究科・教授・I I Cセンター長・V B L施設長
	櫻井 芳雄	文学研究科・教授
	高見 茂	教育学研究科・教授
	川瀆 昇	法学研究科・教授
	吉田 和男	経済学研究科・教授
	吉川 研一	理学研究科・教授
	福島 雅典	医学部附属病院・教授
	村上 正紀	工学研究科・教授
	井上 國世	農学研究科・教授
	田村 類	地球環境学堂・教授
	吉川 潔	エネルギー理工学研究所長・教授
	河原 達也	学術情報メディアセンター・教授
	清家 孝行	研究協力部長

以上（敬称略）

「産学官連携検討ワーキング・グループ」の審議経過等

第1回	平成15年11月11日（火）	京都大学産学官連携ポリシー案の検討等
第2回	平成15年12月3日（水）	京都大学産学官連携ポリシー案の検討等
第3回	平成16年1月14日（水）	京都大学産学官連携ポリシー案の検討等
	平成16年2月23日（月）	各部局長への意見照会

「部局長会議」の審議経過

平成16年3月16日（火）	京都大学産学官連携ポリシー案了承
---------------	------------------